

平成 24 年度第 1 回二宮町国民健康保険運営協議会会議録

日時：平成 24 年 8 月 21 日（火）13：00 より

場所：二宮町役場 第 1 会議室

出席者：二宮町国民健康保険運営協議会委員 7 名

事務局：健康福祉部長・保険予防課長・保険年金班長

傍聴者：なし

1. 開会

2. あいさつ

町長あいさつ

3. 議事

(1) 二宮町国民健康保険運営協議会の公開に関する傍聴内規について

事務局より内容説明

(委 員) 2 点伺います。1 点目は傍聴定員を 10 名までとした理由、2 点目は「5. 議事録の閲覧について」で議事録を「公開後においても、個人情報保護に抵触する部分についての、内容を一部削除することができる」とすることは議事録としての意味を成さないのではないのでしょうか。

(事務局) まず傍聴定員につきましては、用意できる会場規模の問題と、数年前に 2 名の傍聴希望者に傍聴していただいた経緯がありますが、おそらく 10 名を満たす状況にはならないであろうという考えによります。

次に議事録公開後の一部削除についてです。こちらは委員さんの仰る通りでありますので、まず公開前に個人情報の取扱いには十分注意し、内規の該当文は削除させていただくことにします。

(委 員) 協議会を公開するにあたって、各委員の国民健康保険制度に対する知識向上を図らないといけないと思います。事務局はその手段を検討していただきたいと思います。

(委 員) 過去に傍聴された方は、どのような方なのでしょうか。健康保険に関わる方なのですか。

(事務局) 当時の町議会議員さんです。

条文の一部を削除することで、委員全員賛成により内容について承認。

(2) 平成 23 年度二宮町国民健康保険特別会計決算（案）について

事務局より内容説明

(委 員) 23 年度に基金を 9 千万円取り崩して 24 年度では積み立てるとのことですが、現在の基金残高はどのくらいでしょうか。

(事務局) 現時点で残高 9 千 9 百万円ほどになります。

(委 員) このままでは基金を使い切ってしまうことも有り得ますね。

(事務局) 医療費の急激な増加など不測の事態が起きた場合には、その可能性もあります。

(委 員) 不納欠損額と収入未済額についての説明をお願いします。

(事務局) 被保険者皆さんに対して課税を行った結果の本来収納されるべき額が「調定額」です。この中で、実際に収納されたものが「収入済額」であり、基本的にはその差が「収入未済額」となります。当年度に収入未済であったものは、翌年度に繰り越して再度徴収を行うことになるのですが、滞納者へ徴収する権利には 5 年の時効がありまして、5 年を経過すると徴収することができません。この徴収できなくなったものを「不納欠損」として予算上から欠損させることとなります。23 年度決算においては、18 年度に課税されて滞納されている金額を不納欠損としています。この金額が「不納欠損額」です。すなわち、この表で「収入未済額」として翌年度に再度徴収することができるのは、徴収権時効を迎えた不納欠損額を除いた金額となります。

(委 員) 二宮町の予定収納率はどのくらいですか。

(事務局) 予算を作成する時点での収納率は 91.8%であったと記憶しております。

(委 員) 国保税の限度額が引き上げられており、被保険者としては負担が大きくなっているように感じますが、事務局としてはどのように考えられていますか。

(事務局) 国の法律である地方税法に国保税の限度額について定めがあり、町の国民健康保険税条例は地方税法の改正に伴って改正しております。地方税法で定められた限度額を超えた限度額を市町村が設定することはできませんが、地方税法未滿の限度額で独自に運用している市町村はごくわずかですが存在します。町としては、地方税法に則り改正を行うこととしております。

(委 員) 国保税医療分の算出根拠に資産割というものがあって、固定資産税額に基づいて決まっているようですが、固定資産税額が個人が思うように減っていかないと感じている。

(委 員) 平塚市や小田原市では資産割による負担を求めています。二宮町でも資産割は元々もっと高かったが、協議会での意見もあり下げてきた経過があります。一般会計から繰入金を受けていないという話もありましたが、二宮町も繰り入れていきますよね。

(事務局) 仰るように、資産割の税率については年々下げている状況です。十数年前の一番高かった頃は、固定資産税額の 56%を資産割として課税していましたが、現状では 8%としています。

一般会計からの繰入金につきましては、二宮町におきましても一般会計から国保特別会計へ法律に定めのある金額を繰り入れております。一部の市町村では、これ以外に法定外の繰入金を行っているのです。特別会計でこれだけ必要なので一般会計から用立ててもらいたいという様な状況だと思われませんが、二宮町ではこの法定外の繰入金を行っていないということです。

(委員) 収納率が上がってきて、会計に余裕ができた場合、また税率を下げるかという話にもなってきますね。ただ運営が成り立たなければならないので、難しい問題であり、協議会で調整したり議会の承認を得ないといけませんね。

委員全員賛成により、内容について了承。

(3) 平成 24 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算 (案) について
事務局より内容説明

(審議なし)

委員全員賛成により、内容について了承。

(4) 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例について (報告)
事務局より内容説明

(審議なし)

委員全員賛成により、内容について了承。

(5) 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (報告)
事務局より内容説明

(審議なし)

委員全員賛成により、内容について了承。

(6) 第二期特定健診・特定保健指導実施計画の策定について説明
事務局より内容説明

- (委員) 特定健診を受診する場合に、医療機関で「要予約」としているところが多いのですが、受診者としては時間が空いたときに思いついて行こうかなということにもなるし、どうにもならないものでしょうか。
- (事務局) 特定健診には問診項目があつたり健診項目も多いため、医療機関としても一般の患者さんを診療することもあり、一日にどのくらいの健診受診者があるかあらかじめ把握されたいというところが大きいと思われまます。
- (委員) 日によって受診者が固まってしまうと、他の診療ができなくなってしまうということが起こります。また年配の方には問診を書いてもらうのにも説明が必要だったりと時間がかかってしまいます。最後の食事から 10 時間後くらいでの受診としているので、朝一番に受診者が集中するので予約が必要となる状況です。
- (会長代行) 受診率が目標値より低い状態で、受診率の向上対策をどのように考えていますか。第二期の計画を作るにあたって、各年度の結果・評価を書いていかないと今後に繋がらないのでは。
- (事務局) 受診率向上のために職員も試行錯誤しながら策を考えている状況ですが、なかなか数字に結びつきません。受診券送付の際の同封物でメリットをお伝えしたり、広報誌による周知を図っています。対象者の方から受診しない理由として聞くのは、自分のことは自分で把握しているから大丈夫とのことや、忙しいから病院に行かれないということです。
- (委員) 他自治体ではもっと長い期間行っているところもあるはずですが、町の受診期間は 7 月から 10 月までの 4 ヶ月間で、更に 7 月 8 月は暑いので受診を避ける人が多いとなると、より期間が狭まっているように感じます。
- 保健指導を受けた方が、翌年の健診結果にどれだけ改善が見られたか等を難しいとは思いますが数値で周知できれば、受診勧奨になるのではないのでしょうか。
- (事務局) 特定保健指導の結果、大多数の方に体重や腹囲に減少が見られたといったことについては、現在も広報誌等でお知らせしているのですが、更により良い周知の方法を検討したいと思います。
- (委員) 受診結果が改善したり良い結果だった方に、商品券を差し上げる等のメリットを提示するのはいかがでしょうか。他町では 1 年間病院にかからなかった場合等にやっているところもあるようです。
- (事務局) 二宮町でも十数年前にそういったことをやっていたことがあります。皆様からの保険税や国等の補助金によって運用している会計であり、保険給付を行うためのものでありますので、商品券等の購入は本来の目的にそぐわないと考えます。
- (会長代行) 受診率の結果が良ければ、国等からのリターンがあるのですか。

(事務局) 受診率が良いことで補助金が多くもらえたりということは無く、逆に今後は受診率が悪い市町村へペナルティが科せられるというような話を聞いています。

委員全員賛成により、内容について了承。

(7) その他

(会長代行) 決算の説明のときに、資料として出されているもの以外に口頭で説明があった内容についてのポイントが書かれたものも出していただきたいと思います。

(事務局) 用語の解説も含めて、増減の理由などについての資料も今後にご提示したいと思います。

4. 閉会

14時30分 終了